

湖南広域消防局救急協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し、適切で速やかな応急手当ができる者がいる施設（以下「施設」という。）を救急協力事業所として認定し、地域で大切な命を守り救命率の向上に寄与することを目的とする。

(認定要件)

第2条 消防局長は、消防法令に重大な違反がなく、次の各号の全てに適合する施設を救急協力事業所として認定する。

- (1) 普通救命講習、上級救命講習または市民救急指導員講習修了後3年以内の者が、営業時間または公開時間（以下「営業時間等」という。）に1人以上勤務していること。
- (2) 営業時間等に付近で発生した救急事案に対し、救急隊到着までの間、整備されたAEDの提供、通報、応急手当および安全確保ができること。
- (3) 施設の所在地、名称および営業時間等の公表を承諾できること。

(認定申請)

第3条 救急協力事業所の認定を受けようとする者は、救急協力事業所認定(更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を消防局長に提出するものとする。

(認定および公表)

第4条 消防局長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めた場合は、救急協力事業所認定証交付整理簿(様式第2号。以下「整理簿」という。)に登録し、救急協力事業所認定証(様式第3号。以下「認定証」という。)および標章(様式第4号)を交付するものとする。

2 消防局長は、前項の規定により認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）の名称、所在地および営業時間を、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 湖南広域行政組合公式のホームページ
- (2) 湖南広域行政組合の広報紙
- (3) その他消防局長が必要と認める方法

(標章の掲示)

第5条 認定施設は、交付を受けた標章を、出入口等公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(有効期間)

第6条 認定証の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

2 認定施設の代表者は、認定証の更新を申請することができる。この場合において、有効期間が満了する1か月前までに申請書を消防局長へ提出するものとする。

3 消防局長は、前項の規定により申請書が提出された場合、更新することが適当であると認めたときは、新たな認定証を交付するものとする。

4 認定施設の代表者は、認定証の有効期間が満了したときは、認定証を消防局長に返還するものとする。

(変更に関する届出)

第7条 認定施設の代表者は、申請内容に変更が生じた場合は、救急協力事業所変更届出書(様式第5号)を消防局長に届け出なければならない。

2 消防局長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに整理簿の登録内容を修正するものとする。

(認定の取消し・返還)

第8条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当するときは認定施設としての認定を取消し、認定証および標章を返還させるものとする。この場合において、消防局長は、相手方に対し救急協力事業所認定証取消し・返納通知書(様式第6号)で通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさないこととなったとき
- (2) 認定施設が事業を廃止したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、認定することが適当でないと消防局長が認めたとき

2 消防局長は、前項の規定により認定を取消したときは、当該事業所に係る整理簿の登録を削除するものとする。

(庶務)

第9条 この要綱に関する庶務は、湖南広域消防局救命救急課がこれにあたる。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。